

令和8年6月第201回定例 農業委員会総会議事録

令和8年6月10日（水）

3階 特別会議室1

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第790号	農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第791号	農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第792号	農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第483号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第484号	その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは早速ですが定刻となりましたので、令和8年6月第201回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしくお願いします。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきありがとうございます。

コロナ以降、農業委員会憲章の唱和ができていませんでしたので来月より再開したいと思いますので、皆様のご協力をお願いします。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員 23名、欠席の届出 1名（14番 ●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、6月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和8年6月第201回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

5番 ●●●●委員

6番 ●●●●委員

●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願いします。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 790 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

議第790号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、北之庄町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,925㎡、同じく北之庄町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積327㎡、世帯の経営面積、渡人22.5アール、受人258.8アールで今回の申請面積を合わせますと281アールとなります。渡人につきましては、神奈川県川崎市中原区今井西町●●番●一●●号、●●●●、●●●●、受人につきましては、北之庄町●●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大でございます。

番号2、土地の所在地、南津田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積259㎡、世帯の経営面積、渡人2.6アール、受人2.0アールで今回の申請面積を合わせますと4.6アールとなります。渡人につきましては、南津田町●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、牧町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,127㎡、牧町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,884㎡、世帯の経営面積、渡人0アール、渡人につきましては、蒲生郡日野町大字●●●●番地、●●●●、同じく牧町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,519㎡、世帯の経営面積、渡人65.6アール、渡人につきましては、大阪府吹田市桃山台●丁目●●番●一●●号、●●●●、以上3筆の受人につきましては、京都府宇治市開町●●番地●、●●●●、経営面積は57.7アールで今回の申請を合わせますと113アールとなります。契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大でございます。

番号4、土地の所在地、江頭町●●番、登記地目、現況地目と

も田、登記面積1,098㎡、野村町4 1 6 8番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,999㎡、野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,676㎡、世帯の経営面積、渡人57.7アール、受人15,389.3アールで今回の申請面積を合わせますと15,447アールとなります。渡人につきましては、東京都日野市大字日野●●番地●、●●●●一●●号、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大でございます。

番号5、土地の所在地、中小森町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積69㎡、世帯の経営面積、渡人75.8アール、受人0アールで今回の申請面積0.7アールになります。渡人につきましては、中小森町●●番地、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、耕作便利で家庭菜園として利用されます。

番号6、土地の所在地、中小森町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,397㎡、世帯の経営面積、渡人14アール、渡人につきましては、大阪市住之江区南港東●丁目●番●一●●号、●●●●、同じく中小森町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,970㎡、中小森町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積267㎡、世帯の経営面積、渡人36.3アール、渡人につきましては、大阪市住吉区長居東●丁目●番●●号、●●●●、以上3筆の受人につきましては、中小森町●●番地、●●●●、世帯の経営面積114.7アールで今回の申請面積を合わせますと151アールとなります。契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作、耕作便利でございます。

番号7、土地の所在地、竹町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積548㎡、世帯の経営面積、渡人7.7アール、受人0アールで今回の申請面積5.5アールとなります。渡人につきましては、竹町●●番●、●●●●、受人につきましては、東京都八王子加住町●丁目●●番地●、●●●●、持分●分の●、●●●●、持分●分の●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用されま

す。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

3番の案件ですが、5月29日に現地踏査を行いました。赤枠のところを一昨年申請されまして、すでにオリーブと栗、イチジクの木を植えられて営農計画書通りに栽培されています。今回の申請地ですが、すでに雑草地になって不法投棄が進んでいました。写真を見ていただいたら分かりますが、綺麗に整地されて不法投棄されていたゴミ等は一か所に集めて処理されると聞いており問題ないと思います。次に4番の案件ですが、こちらは親族間同士の売買です。以上です。

議 長

ありがとうございます。

他にないようですので皆様にお伺いします。

質問や意見はございませんか。

委 員

教えてください。7番の案件ですが、渡人が竹町の方で、受人の方が東京、土地が竹町、普通に考えると東京に住んでいる方が管理できないから竹町の方に預けるとというのが一般的な流れですが、逆なのには何か理由があるのですか。

事務局長

現在、受人であるお二人は八王子にお住まいです。今回取得される農地の近隣に住居予定で、こちらに引っ越してこられる形です。引っ越しの理由については、野洲市にお子様がお住まいされていて近いということもありご縁があって近江八幡市に移住されることになります。

議 長

他に質問や意見はございませんか。

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 790 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 791 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 792 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第791号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、金剛寺町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積40㎡、申請人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、上下水道管が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「金田小学校」・「金田幼稚園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、庭内紳し(ていないしんし)、個人の敷地内にある神の社(やしろ)や祠(ほこら)などを指します。今回、土地の整理をしたところ、転用許可を得ていないことが判明したため、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、田、現

況地目、宅地、申請面積10㎡、申請人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、上下水道管が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「ヴォーリス学園」・「ほしの恵みこども園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、倉庫敷地で、現地は平成にはいったころに倉庫が新築され、倉庫敷地として一体利用されていました。今回相続を受け、土地の整理をしたところ、転用許可を得ていないことが判明したため、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、大中町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積739㎡、申請人につきましては、大中町●●番地、●●●●、申請地は、大中町地先の農地で、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫敷地で、現地は昭和46年頃に造成され、農業用倉庫敷地として既に利用されています。今回、土地の整理をしたところ、転用許可を得ていないことが判明したため、申請されたものです。第1種農地は、原則、転用は認められませんが、申請に係る周辺の地域において農作業用品の保管場所が見つからず、農業の営みに必要な施設であることから、例外的に認められるものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第792号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、金剛寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,007㎡、貸人につきましては、彦根市小泉町●●番地、●●号、●●●●、金剛寺町●●番地、●●●●、借人につきましては、出町●●番地、●●●●、大阪市淀川区西中島●丁目●●番●号、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、上下水道管が埋設された

道路の沿道で、おおむね500m以内に「金田小学校」・「金田幼稚園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は賃貸借です。転用目的は、小児科及び薬局店で、地域のための医療施設として小児科、薬局店を開業するため申請されたものです。

立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号2、土地の所在地、西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積178㎡、渡人につきましては、西庄町●●、●●●●、受人につきましては、玉木町●丁目●●番地、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、上下水道管が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「ヴォーリス学園」・「ほしの恵みこども園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露店駐車場で、会社の駐車場の確保が困難なため申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 791 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 792 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 7番 ●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

5月29日に、議第 791 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第792号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、3番 ●●●●委員、6番 ●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

全て、てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

	次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。 番号1の案件です。 申請地の周囲にはコンクリートブロック及び排水溝を設置し、 土砂・雨水の流出を防ぐ計画であることから、周辺農地への影響 はないと考えます。 次に番号2の案件です。ちかしんとう 隣接に農地はありますが、雨水排水については、地下浸透で 処理され、隣接農地の所有者からは承諾を得ていることから、問 題ないと考えます。 以上、現地踏査 結果報告を終わります。
議 長	お疲れさまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。
委 員	(特になしの声)
議 長	質問も意見もないようですので、採決に入ります。 ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とする ことにご異議ございませんか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。
議 長	それでは、次に報告第 483 号 農地法第5条第1項第6号 の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 484 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	報告第483号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地 転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条 の規定により、次のとおり会長あて届出があり受理したので報告 する。令和8年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、多賀町●●番●、田、204㎡、届出受理

日及び受理番号、令和8年5月18日、502番、渡人につきましては、中村町●●番地●、●●号、●●●●、受人につきましては、北之庄町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、共同住宅、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第484号、その他専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、報告する。令和8年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、今回は全て賃貸借契約解除で9件ございました。主に売却に伴う解約でございます。1件申請間違いというのが番号3にあります。こちらにつきましては単なる申請間違いということで、中間管理機構の方でそういう処理をされていると聞いております。

以上でございます。

議 長

ただ今の、報告第483号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第484号その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第201回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時5分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員